

令和2年度 第2回 北区入札監視委員会 議事概要

開催日時	令和2年11月27日（金）午後2時～4時
開催場所	北区役所 第一庁舎3階 庁議室
出席委員	沼田 良委員長、高橋 達朗委員、大竹 雅訓委員
事務局	総務部長、契約管財課長、契約係長、契約係主査
議事概要	<p>開会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 総務部長挨拶 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和2年度上半期 契約締結状況について (2) 令和2年度上半期 審議案件について <ol style="list-style-type: none"> ①希望制指名競争入札 (3件) ②指名競争入札 (2件) ③随意契約（特命随意契約） (2件) 4. その他 <p>閉会</p>
審議の対象とした期間	<p>令和2年4月1日～令和2年9月30日</p> <p>1,488件（内訳：制限付一般競争入札7件、総合評価方式入札7件、希望制指名競争入札484件、指名競争入札199件、随意契約（特命随意契約・入札後随意契約・落札後辞退による随意契約・見積合・緊急の調達）791件）</p>
報告資料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入札契約方式別発注総括表 2. 入札契約方式別抽出案件一覧 3. 審議案件資料 4. 各審議案件補足資料、その他資料
審議案件	<p>合計 7件</p> <p>「入札契約方式別抽出案件一覧」のとおり</p>
主な意見・質問・回答等	別紙のとおり
備考	

令和2年度 第2回 北区入札監視委員会 議事概要 別紙

1. 令和2年度上半期 契約締結状況について
事務局が令和2年度上半期の契約締結状況を報告。
平均落札率は91.6%であった。
2. 令和2年度上半期 審議案件7件について
事務局が資料「入札契約方式別抽出案件一覧」、「審議案件資料」を報告し、
質疑を行った。
 - (1) 希望制指名競争入札（3件）
 - ① 「滝野川地区中学校総合管理業務委託」
 - ② 「滝野川第五小学校校庭改修工事」
 - ③ 「街路照明LED化工事（滝野川地区）」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1地区における中学校の総合管理委託である。参考に別地区での同様の委託契約の資料を準備してもらった。資料の案件においては、1回目の入札で落札されているが、落札者が本件と同一業者であり、それ以外の業者の入札額と少し差がある状態である。 一方本案件では、1回目の入札で全者が予定価格を超過し、2回目の入札に応じたのが落札した1者のみとなっている。その1者が、1回目の入札でも他の業者の入札額と少し離れて低い金額であることが、資料の案件の結果と併せて気になるところである。 ・希望性指名競争入札で、多くの業者が希望し、選定されている案件である。会社を維持しなければならないことはどの業者にも共通することであり、業界としても現状のバランスを維持するため、業者同士が協力して特定の1者が落札できるような動きをしているということは考えられないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合管理業務委託の入札では、1回目の入札で全者が予定額を超過、再度入札に応じたのが1者のみ、ということが見受けられる傾向がある。 施設の管理業務委託は、その経費の多くを人件費が占めている。既に受注している業者については、従業員の雇用を維持するため、企業としても努力して落札しようとする傾向があると考えられ、本件についても、落札した業者は前年度請け負っていた業者である。 予算編成まで遡ると、担当主管課で予算要求するにあたり、現在契約をしている業者を中心に参考見積を取ることになる。提出された見積に近い予算が組まれることが多いため、結果として請け負っていた業者が最も予定価格に近い価格で入札する傾向となるといえる。 ・入札参加の希望申込は多数であり、その中から8者選定して指名している。事前の調整はできないと考える。

②について

・落札業者のほかに、落札額と同額で入札している業者がいる。これは、落札業者はくじで決まったということか。

・本件は予定価格が事前公表されている案件である。くじで争った2者以外は予定価格と同額、または予定価格との差が非常に小さく、さらに3者が同額で入札している。

この入札結果について、業者は公表されることを知っているのか。

③について

・予定価格事後公表で、最低制限価格を設定した案件である。入札に参加した9業者のうち、半数以上の5業者が最低制限価格を下回り、失格となっている。予定価格の積算が高すぎたためではないか。街路照明のLED化工事であるが、LEDの価格設定に問題があったのではないか。

・以前に、制限価格を下回った業者がいた案件で、積算の内容等を調査した結果、落札としたようなことがなかったか。

・多くの業者が最低制限価格を下回って失格となり、それよりも高く入札した業者に決まっていることは、

・くじである。電子入札のシステムの中で、入札する際業者ごとに任意の数字を入力し、それぞれの業者が入力した数字から自動的に計算される仕組みとなっている。区がその数字に触れることはなく、システムで結果が算出されるものとなっている。

・工事の入札では、直接工事費等いくつかの費用項目を積算した金額を入れている。電子入札システムにおいては、その内訳を入力しないと次へ進めないようになっており、落札処理の際も内訳を全て確認している。3者が同額となっていることについて、入札額が一致していても積算の内訳までが一致していることは皆無であり、この件も一致していなかった。それぞれが積算した結果と考える。

入札結果については、ホームページや窓口で誰でも閲覧できる状況であり、業者もそれは知っている。

・多くの業者が失格となったことについては、LEDの調達価格の設定による部分は大きいかもしれない。LEDの調達に慣れている業者はより安価な金額の設定ができた可能性がある。

・低入札価格調査制度を適用した案件だと思われる。低入札価格調査制度は、調査基準価格を下回り、失格基準を下回らない価格で入札された場合に調査を行い、履行可能と判断したときには落札とする。最低制限価格については、制限価格を下回った時点で失格となる制度である。

・予定価格の見積にあたっては、業務主管課において、実情の価格をきちんと把握したうえで算出している

<p>とても勿体無いと感じる。区民感覚からすると、この結果に疑問を持たざるを得ない。改善の余地があるのではないか。</p>	<p>ものと考えているが、業者の企業努力の結果、このような形になってしまったものとする。</p>
---	--

(2) 指名競争入札 (2件)

- ④ 「いきがい活動センター改修昇降機設備工事」
- ⑤ 「戸籍データ入力業務及び住基・戸籍に関する証明書 (郵送分) 発行等業務委託」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>④について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件は予定価格事前公表で、1者落札他全社辞退、結果として1者入札となっている。本件では8者指名されているが、いずれも錚々たる顔ぶれであり、十分に体制が取れるように思える。何故応札者以外辞退となっているのか。価格の面の問題かというところ、落札率は88.7%である。この結果だけを見ると、落札者が決まっていたようにも見えてしまうが、改修ということであるから、もともとセンターには落札した業者が製造したエレベーターが入っていたということか。 ・複数者の辞退理由に、「おさまり不可」とあるが、どういうことか。 <p>⑤について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者落札他全社辞退で結果として1者入札となっている。さらに、本件は一度全者辞退で不調となり、再度入札を行ったものである。不調となった一回目の入札については希望制指名競争入札であるが、なぜ希望して参加しているのに辞退となるのか。 	<p>・落札した業者の製造したエレベーターであるため落札者が限定されたということはない。本件は、昇降路だけ残存させその他を新しいものに取り換える工事であり、工事主管課による設計・予定価格の積算の段階で、標準対応可能として特定のメーカーに依存しないことを確認してから、入札にかけている。</p> <p>・既存昇降路の中に自社製品の箱部分を入れるとすると、うまく収まらないため履行が難しいとの意味であるとする。しかし設計段階で複数業者に確認し可能との回答であったため、そこと相反する状況である。辞退の理由として定例的に使用されている可能性もあるとする。</p> <p>辞退理由については、できる限り詳細な理由を記載するよう、工事に関しては毎年1回業者団体との意見交換の場で伝えており、大分改善されてきたところではある。</p> <p>・一回目の全者辞退により不調となった入札については、全者入札参加希望の申込があったものであり、そのため全者辞退となることはこちらでも想定していなかったことである。</p> <p>参加希望申込の時点では、案件の概要、おおよその規模感を示し、対応</p>

<p>・前回も指摘しているが、1者応札については、区としても改善策を考えていく必要がある。本件は今後の参考例となると考える。指名後の詳細確認により辞退となったということであるが、あらかじめ詳細に知らせることはできないのか。</p> <p>・業務内容について、件名を見る限りではデータの入力や証明書発行など、特別難しい作業ではないように思われるが、何か特別なことがあるのか。</p> <p>・物品発注指名基準によると、この案件は7者程度指名することとなっている。指名は4者であるが、なぜか。</p>	<p>可能か判断してもらっている。指名後に詳細の仕様を提示し、そこから具体的な見積を積算のうえ入札してもらうが、詳細の仕様を確認した結果、当初の想定と異なり体制を整えられないという結論に至ったものと思われる。</p> <p>・事業者との対話という点では、遡っていくと①の案件でも触れたように予算編成の過程からある。そこでの対話が十分であったのかということもいえると思う。複数業者ときちんと対話ができれば、応札できた業者がいた可能性はあろうと思う。</p> <p>・本件は戸籍システムと住民基本台帳システム、2つの異なる業者のシステムを利用した業務の委託である。受注にあたり、業者は履行開始までに各システムに対応できるよう教育する必要があり、それがひとつのリスクとなっている可能性がある。特に戸籍システムには各自治体で行っている独自のサービスが反映され、オリジナルの作りとなっている。慣れないシステムでは作業効率が悪くなることが考えられ、業務が滞ることで履行期間を超過する恐れもある。</p> <p>・この案件は年間契約であり、1回目の入札は2月に行っている。この時期は全国的に翌年度の年間契約の入札を行なっている時期であり、2月に一度不調になったことで、再度入札を行なうとなると、既に他自治体において受注が決まり会社としても体制を組んでしまっているところが多い状態となる。また、この規模で安定した履行が可能な業者は多くない。同規模自治体での実績があり、かつ体制が整えられる業者を指名したいが、時期的にもかなり業者が限られた状態であり、必要数指名することが困難であった。</p>
--	--

(3) 随意契約（特命随意契約）（2件）

⑥「北とびあ低層用エレベーター改修工事」

⑦「令和2年度東京都北区国保年金課窓口業務等一部委託」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>⑥について</p> <ul style="list-style-type: none">・エレベーターの改修工事ということで、金額的にもかなり規模の大きな案件である。金額の妥当性についての資料がないが、確認されているのか。 <p>⑦について</p> <ul style="list-style-type: none">・平成30年度の契約時に入札で決まった業者について、履行状況が良好であるため委託事務審査委員会の審査を経て再度委託が認められ、令和元年度に続き令和2年度も引き続き同じ業者と契約を結ぶこととした案件である。資料として、令和元年度業務の評価票が添付されている。この評価票は誰が評価を行っているのか。点数による明確な可否の基準はあるのか。	<ul style="list-style-type: none">・本件については委託の特命随意契約予定金額妥当性確認書に準じて確認を行っている。主管課及び他の工事実施部署においても積算内容の確認をし、部品や施工方法について精査している。・なお、工事では必ず起工書を作成しており、積算にあたり単価については市場調査を行っている。起工書及び図面はかなり膨大な量となるため、資料としては割愛している。・日々の業務を含めた契約全体の評価となるため、業務主管課が組織として行っている評価である。点数による具体的な可否基準は設けておらず、各課の判断によるものとしている。

審議結果

- ・入札について、概ね適切に執行されていると認められる。
- ・落札者以外全者辞退、結果として1者入札となっている案件の問題については、予算編成段階から対策も必要との認識が示され、区の動きが影響する部分もあると感じた。その部分については区として改善策の策定を積極的に進めていただきたい。
- ・予定価格及び最低制限価格の算出について、業界の状況を踏まえた合理的な算出をする努力が必要と思われる。
- ・特命随意契約予定金額妥当性確認書の補足資料について、このような形で確認を行っているということは、大変結構である。
- ・対象となった契約のうち、金額ベースで半分が随意契約となっている。実質的に半分は入札が行われずに契約されていることになる。随意契約に至る過程について、ロックイン効果を含め、改善することを考えていくべきであると考える。